

大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務（仕様書）

1 業務名

大野城市広告付きおくやみハンドブック作製業務

2 履行期間

協定締結日の翌日から令和11年3月31日まで

3 作製部数

3,900部（1,300部/年）

4 業務内容等

（1）業務内容

- ① デザイン・レイアウト・編集
- ② 印刷・製本
- ③ 行政情報部分の電子データの作成、提供
- ④ 有料広告の募集・掲載
- ⑤ 市への納品

（2）仕様等

下記に記載した内容を基本とするが、協議の上詳細の決定を行う。

冊子名	おくやみハンドブック（以下「冊子」という。）
規格・色	A4サイズ/上質紙90kg/中綴じ/左開き/全てカラー刷り
紙質	カラー印刷に適し、インクが透けない耐久性があるもの
総ページ数	50ページ程度
広告ページ	10ページ程度/表紙の広告掲載は不可
納品回数	1回/年
梱包	100部程度/1箱
納品日	協定締結後に事業者と調整
納品先	〒816-8510 福岡県大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市役所 総合窓口センター 宛

5 費用

冊子のデザイン、レイアウト、編集、印刷、製本、納品等に係る費用は、事業者が全額負担するものとし、市は一切の費用を負担しないものとする。

6 広告

- (1) 広告の内容に関しては、「大野城市広告掲載取扱要綱（平成19年11月1日要綱第37号）」及び「大野城市広告掲載指針」を遵守すること。
- (2) 広告の掲載について、大野城市の事前承認を得た広告以外は掲出できないものとする。広告の内容を変更する場合も同様とする。
- (3) 広告の掲載に当たっては、当該広告が民間事業者等の広告であることを明確にし、掲載される広告の商品・広告主等を本市が推奨しているものでない旨を記載すること。
- (4) 広告主を募集しようとするときは、市内事業者の占める割合が概ね3分の2となるよう努めるものとする。
- (5) 広告の内容に関する問合せ、苦情等に係る責任は、作製業者が負うものとし、速やかに問題を解決すること。
- (6) 広告の内容は、おくやみの特性に合わせた広告とすること。

7 その他

- (1) 冊子の内容やデザイン、レイアウトについては市と協議の上確定すること。
- (2) 年1回冊子の内容修正に対応すること。校正は2回以上行うこと。
- (3) 事業者は、印刷前に仕上がり等について市の承認を受けること。
- (4) 事業を円滑に運営するとともに、本市職員及び来庁者等からの問合せに対して迅速に対応できる体制を整えておくこと。
- (5) 成果品が不足した場合は、増刷に対応すること。
- (6) 本仕様書に定めがない事項又は疑義が生じたときは、双方の協議により定める。

以上